

岩手県告示第189号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成24年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 奥州市
- 2 事業の種類 胆沢城跡歴史公園整備工事
- 3 起業地

(1) 収用の部分 岩手県奥州市水沢区佐倉河字九蔵田及び字四月地内

(2) 使用の部分 岩手県奥州市水沢区佐倉河字四月地内

- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- (1) 法第20条第1号要件への適合性

胆沢城跡歴史公園整備工事（以下「本件事業」という。）は、大正11年10月12日付け内務省告示第270号により史跡として指定された「胆沢城跡」の保存及び活用のために、奥州市として市町村合併する前の水沢市等が策定した、胆沢城跡整備基本構想及び胆沢城跡第Ⅰ期外郭南門地区整備計画に基づく歴史公園の整備に関する事業であり、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公園の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号要件への適合性

本件事業の起業者である奥州市は、胆沢城跡歴史公園（以下「本件施設」という。）を管理する地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

これらのことから、起業者である奥州市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

胆沢城跡は、延暦21年（802年）、坂上田村麻呂により造営された古代城柵官衙跡で、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づく大正11年10月12日付け内務省告示第270号により、513,257.71平方メートルが史跡として指定（以下「本件史跡」という。）されたものである。

起業者は、本件史跡の土地所有権を取得するため、昭和46年度から土地の買入れを行い、平成22年度末時点で本件史跡のうち26.3パーセント、135,144.15平方メートルを取得し、また、遺跡の解明については、昭和29年度から発掘調査を開始し、本件史跡のうち13.7パーセント、70,452.52平方メートルを実施してきたところであり、その調査の結果、格式の高い十二脚門が建築された外郭南門、政庁前方に配置された殿門等、東北古代城柵遺跡では例を見ない構造が明らかになったところである。

しかし、本件史跡の一部を除き、公有化した大半が未利用土地となっており、文化財保護法第4条第2項の規定に基づき文化財を公開する等、文化的活用に努めなければならないところ、その公有地のほとんどが有効活用されていない状況である。

また、平成23年6月、「平泉の文化遺産」が世界文化遺産に登録されたことにより、平泉周辺を訪問する観光客が確実に増加することが見込まれている中で、本件史跡については視覚に対する訴求力に欠けているため、平泉を中心とする観光回遊に関わることができず、本件史跡の文化的活用が図られていない状況である。

市町村合併をして奥州市となる以前の水沢市及び水沢市教育委員会が平成15年3月に策定した「胆沢城跡整備基本構想」では、本件史跡を包含する「胆沢城歴史の里」の整備方針として、文化財遺産の公開活用、市民憩い空間の創出、文化財と

共生する地域づくり及び交通体系の整理を掲げ、平成16年度から平成35年度までを事業期間として事業進捗を図っているところである。

また、「胆沢城跡整備基本構想」を踏まえて奥州市教育委員会が平成23年3月に策定した「胆沢城跡第Ⅰ期外郭南門地区整備計画」では、本件史跡の発掘調査により実態が解明された外郭南門跡、築地跡、外郭外・内溝等の地下遺構を当時の位置に再現して本件施設を整備することとしている。

本件事業の完成により、本件史跡を保護するとともに、本件施設を公開することによって、地域住民が郷土の歴史や文化を学ぶ場を提供し、もって文化財に対する意識の醸成を図るとともに、市民の憩いの空間としても活用することができることとなる。

また、平泉を中心とする観光回遊の拠点として、本件施設を加えた観光モデルを提供することによって、観光産業の活性化を図るとともに、文化的活用を図ることができることとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### イ 失われる利益

生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び岩手県環境影響評価条例（平成10年岩手県条例第42号）に規定する対象事業に該当していない。また、起業者が任意に行った調査によれば、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき保護のための特別の措置を講ずべき動植物の存在は認められなかった。

なお、本件事業は、文化財保護法第109条第1項の規定に基づき指定された本件史跡内に施行することとなるが、同法第125条第1項の規定に基づく現状変更の許可を得ており、また本件事業を施行する際には、奥州市教育委員会の職員の立会いを求める等、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、起業地の位置、支障物件の多寡、地域の土地利用及び環境への影響を考慮して選定した3つの候補地について比較検討が行われており、これらの条件の中で最適な事業計画が策定されており、施設規模及び起業地の範囲については、必要最小限の範囲であると判断される。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件への適合性

##### ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、本件史跡を公開する等の文化的活用がされておらず、また、平泉を中心とする観光回遊に関わるためにも、本件事業を早期に施行する必要があるものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地及び物件を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

#### 5 起業地を表示する図面の縦覧場所 奥州市役所江刺総合支所